



職場定着支援助成金の活用について

～腰痛災害防止のための介護設備・機器導入～

事業者名：社会福祉法人ロザリオの聖母会 ナザレの家あさひ
 業界・業種：保健衛生業
 従業員規模：300～
 地域：千葉県

1. 助成金活用のきっかけ及び助成金の名称

2016年、入浴支援に伴う支援者への身体的負担を軽減する為リフト付きシャワーキャリアを導入することを計画。

機器導入に関する補助金を探すも見つけることができず、福祉機器を取り扱う業者さんに相談し当該助成金に関する情報を得て申請した。

助成金名称は「**職場定着支援助成金（介護福祉機器等助成）**」

リフト付シャワーキャリア LS-300

工事不要のレールを浴槽に設置するだけで、簡単に使用できる入浴リフトです。ご使用されない時は、レールが収納でき、お風呂を広く使えます。

モデル
LS-300
 1,000,000円（税別）

モデル
LS-300TA
 本体価格 140,000円（税込価格 151,200円）

モデル
LS-300TB
 本体価格 160,000円（税込価格 172,800円）

特徴
 ・ヘッドサポート
 ・上げ下げ式アームサポート
 ・前後スイング
 ・左右開閉可能
 ・後輪2個付ブレーキ
 ・前輪単方向ブレーキ

写真上：LS-300上LS-300TA

「介護福祉機器等助成」の申請から支給までの手続き

①「導入・運用計画」を作成し、労働局に提出してください。

※様式1-1号・1-1号別紙に沿って、導入・運用計画を作成してください。

●計画期間	3か月～1年	※計画期間は、導入・運用計画を作成する時の期にすぎません。
●計画の提出期間	計画開始日からさかのぼって、6か月前～1か月前	
●計画の内容	導入・運用計画には、以下の項目を盛り込む必要があります。	

導入する介護福祉機器	導入機器の使用を促進するための取り組みに関する事項	導入機器の導入後における効果の測定方法に関する事項
介護業務に資する身体的負担軽減策を講じるための取り組みに関する事項	導入機器のメンテナンス内容など	導入機器の整備内容など

●対象となる介護福祉機器
 ※介護福祉機器が活用することにより、業務に身体的負担の軽減を図ることになり、労働災害の発生防止に寄与するものであること。1基10万円以上であること。

1. 移動用リフト	※自立歩行補助（スタンディングプラットフォーム）を備えた移動用リフト（車椅子に乗りこえるタイプ）を含む。
2. 自動車用車いすリフト	※乗客側の場合は、乗客を助けるリフト装置を含む。
3. 床面昇降機能付車いす	
4. 特殊浴槽	※リフトと併用するもの、浴槽内移動可能なもの（浴槽に固定した人形型浴槽や人形型浴槽）を含む。
5. ストレッチャー	
6. シャワーキャリア	※入浴時に使用するものに限る。
7. 昇降装置	※入浴時に使用するものに限る。
8. 車いす体遣計	

※ただし、次に該当するものは対象外です。

- ① 浴槽内移動可能なもの
- ② 車いすの移動補助装置
- ③ 車いすの移動補助装置
- ④ 車いすの移動補助装置
- ⑤ 車いすの移動補助装置
- ⑥ 車いすの移動補助装置
- ⑦ 車いすの移動補助装置
- ⑧ 車いすの移動補助装置
- ⑨ 車いすの移動補助装置
- ⑩ 車いすの移動補助装置

●機器導入前にアンケートを実施 ●導入効果の把握のために必要です！

「介護福祉機器等助成」の申請から支給までの手続き

①「導入・運用計画」を作成し、労働局に提出してください。

②「導入・運用計画」を作成し、労働局に提出してください。

③「導入・運用計画」を作成し、労働局に提出してください。

④「導入・運用計画」を作成し、労働局に提出してください。

⑤「導入・運用計画」を作成し、労働局に提出してください。

⑥「導入・運用計画」を作成し、労働局に提出してください。

⑦「導入・運用計画」を作成し、労働局に提出してください。

⑧「導入・運用計画」を作成し、労働局に提出してください。

⑨「導入・運用計画」を作成し、労働局に提出してください。

⑩「導入・運用計画」を作成し、労働局に提出してください。

2. 助成金の概要と効果概要

機器代金の1/2の額を補助（一法人上限300万円）

例）購入金額が2,250,000円 × 1/2 = 1,125,000円

但し、同一法人で既に助成を受けていた場合は、差額を補助。（他施設が既に2,000,000円の助成を受けていた場合、3,000,000円 - 2,500,000円 = 500,000円（助成金上限額）となるため、助成金額は500,000円のみとなる）

申請書等の作成や資料の準備などに係る負担感？ 助成金担当者が速やかに対応して下さったため、スムーズに申請することが出来た。

効果
 機器導入後、腰痛を理由とする退職者は無 労働環境の改善と労働災害の軽減につながった。

3. 課題

当該助成金の上限額が一法人で300万円 法人内での情報共有が必要 計画期間及び対象となる介護福祉機器が決まっている 機器の金額などを含めて事前に確認が必要

機器以外の補助は非該当になる為機器代以外の経費は自己資金 資金繰りの検討が必要

4. おすすめポイント

労働環境の改善や腰痛による離職者を減らしたいと考えており、移乗や入浴支援など常に身体介護が想定される施設・事業所は、当該助成金の活用は有意義なのではないかと思えます。